

(家計調査)

(農家経済調査)

家計調査			農家経済調査		
項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
光熱費			電気代	／月分	家計用電気料金
電気・ガス代					
電気代	*		ガス代 (プロパンを含む)	／m ³	灯油・揮発油・重油
ガス代	*	(天然ガス代を含む)		石油 (ガソリンを含む)	
その他の光熱費			燃料代	石炭 (煉炭・豆炭を含む)	
まき	*			薪	
木炭	／kg		木炭	／kg	※ 藁稈類・のこ屑等の家計用燃料・ ローンク・電池・附木その他家計 用照明用品・氷(冷蔵庫用)
石炭類	／kg	石炭・コークス・重炭・粉炭など	マッチ	／個	
此ん炭	／kg				
その他の粉炭加工品	／	豆炭・棒炭・炭団など	その他の光熱費	*	
石油	*	(灯油を含む)			
プロパンガス	*	(ボンバー代を含む)			
ガソリン	*	(軽油を含む)			
氷	／kg	(飲料用・医療用を含む)			
その他	*	マッチ・ローンク・電池 ベンジン・アルコール・カーバイド のこ屑 ドライアイス			

4) 住居費

分類	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	耐久財	非耐久財	サービス
推計系列	食品	飲料	煙草	衣服その他 の物回り品	燃料および 灯 火	賃料および 水道料	家具備品およ び世帯道具	家 幸 維持費	化粧品および 保健支出	交通および 通信	リクレー ションおよ び 娯 楽	雑サービス	便途不明			
地代家賃													×			
設備修繕													×			
家具什器その他								?		?	?		×		?	
農 家						○	○									
非 農 家						○										
	<p>○ 「家具その他」は水道料、家具備品および世帯道具とそれ以外に家事維持費、交通および通信、リクレーションおよび娯楽にも分類されると思われるが、部分的には可能であっても殆んど無理と思われる。</p> <p>○ 家計調査より農家経済調査の分類は荒い。</p>												<p>○ 三つの分類の全てを含むが、雑費の中に含まれ分離できない耐久財と相殺の意味で耐久財とサービスに分ける。</p> <p>○ 仮に耐久財とサービスに分類する場合もサービス部分がほとんどとれない（不可能に近い）。</p> <p>○ 水道料をサービスとみるか否か。</p> <p>○ サービスに分類できるのは非農家の時計修理代のみである。</p>			

(家計調査)

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
住居費			設備費	※	井戸、水道、電気、ガス、電話器 などの設備工事費
家賃・地代			その他	※	障子、戸、風呂桶、煙突 井戸、水道、電気、ガスなどの修 理代(ポンプ、つるべなどの汲水用 具を含む)
家賃	ノか月		水道料	※	竹材、庭石、庭用植木代など
間代	ノ畳当り		家具・什器		
地代	※	自家用住宅のための借地に対する地 代に限る。	食器		
その他	※	借家、借向の謝礼金および権利金 借家、借向料以外の給付費 家賃滞利息、家賃仲介料	茶わん	ノ個	陶磁器製、漆器製、プラスチック 製などの茶わん (わん・どんぶりを含む)
設備・修繕費			さら	〃	陶磁器製、漆器製、プラスチック 製などのさら (紙製のさらは除外)
木材	※	(ベニヤ板を含む)	魔法びん	〃	(ジマーを含む)
金具	※	くぎ、戸車、レールなど	スプーン、ナイフ、 フォーク	ノ本	(金属製に限る)
その他の修繕材料	※	セメント、砂、レンガ、金網、コー ルタールなど	その他	※	項目に分類しないがガラス製、プ ラスチック製、木製、紙製の食器
たたみ表替	ノ畳	(手向費を含む) 既製たたみ			
上敷ござ	〃				
板ガラス	ノ枚				
障子紙	※				
手向代	※	住宅設備、修繕の手向代および人夫 賃(煙突掃除夫、植木屋、大工などの 手向代)			

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
	*	湯のみ茶碗、コーヒーセット、コップ菓子鉢、飯がっ、重箱、弁当箱、きゅうす、箸、水筒、給食用食器など (修理代を含む)	電気アイロン 電気釜・鍋 トースター ソケット・コード	/個 " " *	(ヒューズ、コンセント、絶縁テープなどを含む)
台所用品			その他	*	電気スタンド、電気コンロ、電気ゴシ、電気ストーブ 電気毛布、電気座布団 懐中電灯、ガスライター、呼鈴など豆電球 (修理代を含む)
なべ	/個	(フライパン、ごはんむしなどを含む)			
やかん	"				
バケツ	"	ガス、石油、木炭、れん炭などのころろ			
		セリン (ガスレンジは4x2へ)			
台所用小物	*	たわし、ざる、ボール、包丁、しゅもじ、さいばし、洗桶など	ラジオ・テレビ		
その他	*	盆、洗面器、釜、ガス釜、すみとり、十能、せいろう、すり鉢、流し台、冷蔵庫(電気冷蔵庫は47ノへ)、ガス湯沸器、調理台、配膳台など (修理代を含む)	ラジオ トランジスターラジオ テレビ 電蓄 その他	/台 " " " *	(トランジスターテレビを含む) レコードプレーヤー、テープレコーダーなど (部品、修理代を含む)
電気製品			電動器具		
電気器具			電気洗濯機	/台	(乾燥機を含む)
電球	/個	(5ワット以上のもの、写真用電球は27ワット)	電気冷蔵庫	"	
蛍光灯	*				

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
電気掃除機	ノ台		自動車	ノ台	
扇風機	ノ		その他の乗物用具	※	三輪車、乳母車など (部品、修理代を含む)
ミキサー	ノ				
その他	※	ルームクーラー、自動式ポンプ、電気かみそりなど (部品、修理代を含む)	ミシン	ノ台	(電動ミシンを含む)
家 具			裁縫小物	※	はさみ、ぬい針、ミシン針、物差、へら、指拔、編棒、ルレットなど 毛糸編棒、へら台、くけ台、アイロン台、裁ち台、ししゅう器、こてなど (修理代を含む)
掛置時計	ノ個	(電長時計を含む)	その他の裁縫用具		
腕懐中時計	ノ				
机椅子	※	食卓、テーブル、応接セット、食堂セットなど	洗濯用具	※	洗濯板、張板、たらい、洗濯ばさみ、物干ざお、物干用ビニールひも、さおカバー、洗濯ブラシ、ゴム手袋、洗濯干器など (修理代を含む)
たんす類	ノ個	和、洋たんす、整理たんすなど (部品、付属品を含む)			
時計修理代	※		大工用具	※	金づち、のこぎり、きり、なたなど (修理を含む)
その他の家具	※	ユニット家具、食器戸棚、茶たんす、本箱、下駄箱、衣桁、鏡台、座椅子、火鉢、ストーブ じゆうたん、寝台 テレビ台、つり棚など (部品、修理代を含む)	掃除用具	※	ほうき、はたき、ちりとり、雑布など (食器洗剤などを含む)
			クレンザー	※	
その他			包装用品		フトン袋、麻袋、麻紐、紙紐、包装紙、荷札など
自転車・スクーター	ノ台	(モーターバイク、オートバイなどを含む)			

項 目 名			単 位	内 容 例 示	項 目 名	単 位	内 容 例 示
その他の雑用品			※	団扇、靴ブラシ、火ばし、ハンガー、旗、蓆ざお、ホース、買物かご、はかり、行李、空箱、空樽、空缶、にかわ、防湿剤など (修理代を含む)	電 気 釜	ノ 個	電気およびガス自動炊飯器
					電 気 洗濯機		
					ア イ ロ ン		
					ラ ジ オ		
					テレビ受像機		
					蛍光灯器具		
					蛍光灯放電管		
					電 球		
					その他の電気器と修繕	※	扇風機、電灯罩、電気スタンド、懐中電灯、ソケット、コード、ミキサー、トースター、電気冷蔵庫の家庭用電気用電器器具類(部品を含む)および修繕料
(農家経済調査)							
項 目 名		単 位	内 容 例 示				
借地借家料	借地借家料	※	宅地の地代・家屋の家賃向代		家具什器	石油コンロ	ノ 個
住宅維持修繕費	住宅維持修繕費	※	井戸・水道・風呂・便所・垣根・いろいろ等住宅附属設備・附属品および修繕材料・コーラタール等・庭木代および手入費水道料・飲料水購入費・火災保険料・農家建物火災共済・農協建物短期共済(農業共済組合)等の各種共済掛金の家計負担部分 (注) 家計以外との兼用建物の地代・賃借料・修繕費・保険料等は、減価償却費の負担割合によって分割し、家計部分を計上する。			釜	ノ 個
					鍋	ノ 個	
					茶 巾 巾	ノ 個	
					タ ン ス (和洋整理) (を含む)	ノ 棹	
					ミ シ ン	ノ 台	
					毛糸編機	ノ 台	
					自 転 車	ノ 台	
					タ イ ヤ	ノ 個	

項目名		単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
家具什器	オートバイ (スクーター)	ノ台		家具什器		バリカン・手鏡・石鹸箱・洗面ケ ース・コンパクト等の理容器具お よび研磨料・たわし・ほうき・は たき・ちりとり・肩かご・たらい・ 洗濯板・洗濯ブラシ・洋服ブラシ・ 靴ブラシ・物干等の清浄用具類・ 仏壇・仏具・神棚・神具祭礼用提 灯等の宗教用具類・たばこセット たばこ皿・灰皿等の喫煙用具類・ 蓄音器・ピアノ・オルガン・ギタ ー・ハーモニカ・琴等の楽器類お よび修繕料・碁盤・将棋盤等の遊 楽用具類(含附属品)および修 繕料・茶道具・活花道具・置物・ 花びん・置人形・軸物等の装飾家 具類・乳母車・三輪車等の乗物用 具類・タイマ・チューブ等の附属 品及び修繕料。 こて・針箱・鋏・物差・きり吹 針・あみ棒・へら台・油差等の裁 縫用具類(含附属品)および修繕料 金づち・のこぎり・ペンチ・きり カンナ等の家庭用大工道具類・灰 良かまど・流し等の設備製品
	カメラ	ノ個				
	目覚時計および 柱時計	ノ	置時計、オルゴール時計を含む。			
	その他家具什 器と修繕	※	<p>やかん・ばけつ・庖丁・弁当箱・フ ライパン・蒸器・もち鍋・きゅうす ひしゃく・まな板・湯のみ・茶たぐ どんぶり・徳利・皿・コップ・重箱 菓子鉢・ざる・盆・はし・しゃもじ スプーン・買物かご等の台所用什器 類および修繕料・七輪・こんろ・火 鉢・火箸・五徳・火消壺・こたつ・ ストーブ・冷蔵庫庫等の光熱用家具 類</p> <p>長持・行李・トランク・ふとん袋 衣桁・机類・椅子類・本立・すだれ 鏡台・下駄箱・傘立等および修繕料 カーテン・テーブルセット・敷物等 の家具布帛類・体温計・湯たんぽ・ 便器・注射器・米のう・米枕・洗面 器・縄たたき等の衛生器具類・剃刀 櫛・ヘマーブラシ・ヘマーピン・</p>			その他家具什 器と修繕

5) 雑 費

分類 推計系列	ア	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	ニ	ノ	ド	ド	耐久財	非耐久財	サービス	
	食品	飲料	煙草	衣服その他 日用品	燃料 灯火	賃賃料 おひき道料	家具備品 おひき道具	家事雑 持費	住居 保健支出	交通 通信	レジャー おひき娯楽	雑サービス				繰越不明
雑 費							?	?	///	///	///	///	X	?	///	///
金融機関等の 所属サービス												○				○
医療現物給付									○					○		
農 家							?	?	○	○	○	○		?	○	○
非 農 家							?	?	○	○	○	○		?	○	○
<p>○ 人的方法で推計した雑費から個人間のトランスファー、重複分等を控除して残りを家計調査、農家経済調査を用いて、イ～ドに分割する。</p> <p>○ 非農家については若干の面でイとロへの区分は可能であるが農家については不可能</p>													<p>○ 人的方法で推計した雑費から個人間のトランスファー、重複分等を控除し残りを家計調査、農家経済調査を用いて非耐久財とサービスに分割する。</p> <p>○ 雑費に含まれている耐久財は住居費とのみありで非耐久財とみなす。</p> <p>○ サービス部分が過小となる。</p>			

(家計調査)

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
雑費			肥脂綿	100g	
保健衛生費			医療器具	※	注射器、体温計、吸入器など
保健医療費			その他の衛生材料	※	綿帯、眼帯、カーセ、油紙、紙綿、バンソコウ カイロ、カイロ灰、もぐさ 松葉枝、鍼灸、義眼、補聴器、水のう、吸吞 硬器など
感冒薬	※	アスピリンなどの解熱剤、鎮痛剤、抗ヒスタ ミン剤、神経安定剤、睡眠剤など	初診代	※	初診料、手術料、処置料、注射料、往診料、 助産料、整形手術料など
胃腸薬	※	消化剤、整腸剤など	医者より受けた薬代		入院料
栄養剤	※	ビタミン剤、総合保健剤、肝油など	その他	※	検眼料、はり、灸、あんまなど
サルファ製剤	※	スルファミンを含むすべてのサルファ系製剤 (軟膏は805または806へ)	美容衛生費		(銭湯に限る、光髪、流し代を含む)
抗生物質製剤	※	ペニシリン製剤、マイシン製剤など (軟膏は805または806へ)	入浴料	ノ回	
外傷薬	※	マーキュロ、リパノールなど (軟膏を含む)	理髪料	ノ回	
皮膚病薬	※	(軟膏を含む)	パーマネット代	ノ回	
はり薬	※		セット代	ノ回	(結髪料を含む)
その他の外用薬	※	目薬、うがい薬、生薬、完嚙薬、湿布薬など	その他の理容代	※	美顔新料、かつら借賃など
駆虫薬	※	サントニン、海人草製剤など	化粧石けん	ノ個	トルコ風呂、大衆温泉入浴料
ロ中剤	※				(固形に限る、珪酸石けん、兼用石けんを含 む)
その他の医薬品	※	項目に分類しない医薬品および衛生薬品 アンモニア、ヒマシ油、明ばん、ひにん薬 各種ホルモン剤、クレゾールなどの消毒薬 など	シャンプー	ノ個	(髪洗粉を含む)

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
粉石けん	100g		交通通信費		
その他の洗濯石けん	※		電車、汽車費	※	急行券、寝台券、座席指定券など (トロリーバスを含む)
歯みがき	※	粉、ねり、歯製など	定期代	※	(電車、汽車に限る、回数券を含む)
化粧クリーム	※	(薬用化粧品クリームを含む)	バス代	※	(観光バス代を含む)
ホマード	※	(計り売り、ノ回用を含む)	バス定期代	※	(回数券を含む)
		チック、ヘアクリーム、ばんつけなど	はがき	※	(私製はがきはヨクヲヘ)
化粧水	※		その他の郵便料	※	郵便切手、荷替、書留、速達、小包など
ハートニック	※		電報料	※	
ファンデーション	※	(粉、固形おしろいを含む)	電話料	※	
ロ 紅	ノ本		タクシー代	※	(ハイヤー代を含む)
その他の化粧品	※	香水、オーデオロン、香油、マニキュア液など	その他	※	航空運賃、船賃など 駅入場料、有料道路通行料 荷物、貨物などの運送料、赤帽代 自動車、自転車、リヤカーの借賃
殺虫剤	※	蚊取線香、D.D.T、燻いらすなど			
防虫剤	※	ナフタリン、樟脳など 防臭剤	教育費		「教育」とは、子女の学校教育のことである。 ここで学校とは、「学校教育法」にいう「学校」を意味し、同法での「各種学校」は入らない。 授業料 入学金、受験料、学校寄附 研究費、学級費、修学旅行費、卒業アルバム
ちり紙	※				
歯がらし	ノ本				
清掃代	※	汲取料、ごみ取り料など			
かみそり替刃	ノ枚	(髻便かみそりを含む)			
その他	※	くし、ヘヤーブラシ、石けん箱、バリカン、 かみそり、 トイレットフレンザー、稀塩酸など (修理代を含む)			

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
国公立小学校教育費	※	代、P、T、A、 家庭教師代 (短期大学を含む) (短期大学を含む) (保育料を含む)	教養授業費 印刷刊行物 新聞代 ※ 雑誌代 ※ 週刊誌 ※ 教科書代(高校以上) ※ 教科書代(中学以下) ※ その他の書籍代 ※ その他	※	カード、名刺、手帳 鉛筆けずり、インクスタンド、クリップ、 シャープペンシル、毛筆、硯、ペン軸、三角 定規 印かん インク、墨、朱肉、工作用のり、接着用テー プ、消ゴムなど はがきの印刷代 (日刊新聞に限る) (週刊以外の定期刊行物に限る) (古雑誌、回覧雑誌代を含む) 単行本、文庫本、辞書、全集、絵本など (古本を含む) プログラム、カレンダー、楽譜 学校新聞、地図、時刻表、洋裁紙型など 貸本
私立小学校教育費	※				
国公立中学校教育費	※				
私立中学校教育費	※				
国公立高校教育費	※				
私立高校教育費	※				
国公立大学教育費	※				
私立大学教育費	※				
幼稚園教育費	※				
文房具費					
ノートブック	1冊	(ルーズリーフ式ノートブックを含む)			
鉛筆	1本	(色鉛筆を含む)			
クレヨン	※	水彩えのぐ、油えのぐ、ペンテル、ポスター カラーなど			
レターペーパー	1冊				
万年筆	1本	(万年筆型ボールペンを含む)			
筆入れ	1個				
その他	※	半紙、わら半紙、画用紙、千代紙、巻紙、原 稿用紙、私製はがき、封筒、のし袋、水引 各種帳簿、アルバム			

項目名	単位	内 容 例 示	項目名	単位	内 容 例 示
聴取観覧料			人 形	※	
ラジオ聴取料	※		その他の玩具	※	積木、ぬり絵、花火など
テレビ聴取料	※		切 花	※	押、仏花、生花用の花など（鉢もの造花は ア/アへ）
映画観覧料	※		楽 器	※	（部品、修理代を含む）
スポーツ観覧料	※		レコード	ノ枚	LP、SP、ソノラマなど
その他の入場観覧料	※	（入園料を含む）	そ の 他	※	オルゴール、ポータブル蓄音機 碁盤、碁石、麻雀パイ、トランプ 犬、カナリヤ、熱帯魚など愛玩用小動物およ びその用品、えさ 花器、点茶道具、手芸材料、 人形ケース、鏡縁 書画、こつとう品、神仏具、提ちんなど （修理代、借賃を含む）
その他の教養娯楽用品			その他の教養娯楽費		
ボ ー ル	ノ個	ボンボンの球、ゴルフの球、ビーチボール、 バスケットボールなど （ボールは900へ）	月 謝 類	※	英会話、珠算、洋裁、茶の湯、生花などの月 謝、 講習会などの会費
野 球 用 具	※	スキー、登山、水泳、庭球、ゴルフ、魚釣、 釣竿などの運動具類	旅 行 費	※	（所用の旅行費は929へ） （参拝旅行を含む）
その他の運動用品	※	ヨット、スキー、テニスト、クラブ、登山用 テント、はんごう、釣針など （部品、修理代を含む） （運動用被服類は750へ）	信 仰 費	※	御布施、教会費、おさい銭など （宗教的講などの募金を含む）
カ メ ラ	※	8ミリ、映写機、カメラケース、三脚、引伸 杖など （附属品、修理代を含む）			
フ ィ ル ム	※				
現 像 焼 付 代	※	引伸代、複写代、現像液など 写真撮影料			

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
冠婚葬祭費	※	御経料、祈禱料、挙式の費用など 「冠婚葬祭費」と記入のもの（内訳があればそれぞれへ）			傷害保険、火災保険、旅行保険、動産保険、自動車災害保険、通学保険など
(不明)	※		その他の雑費		
その他	※	クラブ費 免許料、受験料 宝くじ、馬券など 「その他の教養娯楽用品」借賃	贈与金	※	一般社交に基づく自発的支出 銭別、香典、見舞金、謝礼金など
仕送り金	※	生活補助の目的の送金品	女中給料	※	家政婦、派出看護婦、女中などの給料
その他			こづかい	※	「こづかい」という記入のもの
負担費	※	社会生活上やむを得ない半公課的意味をもつ支出 町内夜警費、消防費、青年団費、婦人会費などの町内の支出 果人会費、町民会費、遺族会費、共同募金割当、祭礼の寄附、街灯代など、 労働組合費、職員組合費などの職業的団体の会費	つきあい費	※	「交際費」という記入のもの
			その他	※	登記手数料、代書料、印かん証明代、自動車自走車、荷物のあすけ賃などのサービス料、駅賃、書捨、チップ、寄附（学校寄附は教育費へ） 墓石、墓地代 持参金 席料、立退料など
			(農家経済調査)		
			項目名	単位	内容例示
			医療衛生費		
			診察料および手術料	※	診察料および処置料、手術料、注射料、検査料、入院料、接骨料、はり、きゅう、あんま等の技術料
損害保険料	※	直接災害に対する保証を目的として、貯蓄的性質の少ない格に掛捨てのもの			

項	目	名	単	内	容	例	示	項	目	名	単	内	容	例	示	
医療費	医師薬	代 注 薬	※ ノ 管													
	内 用 薬		※	ミネビタール、パンヒタン、メタボリン錠等のビタミン剤、ブロンサン、ビタナオニン、ヘミナール、ヘマトン等の肝臓強化および増血剤、エビオス、ワカモト、ビオヘルミン等の消化栄養剤、サモン、フローミン、オバホルモン、エナホルモン等のホルモン剤、サイアジン、ダイアジン、テル、マクニン、ヒベニン、サントリン等の駆虫剤、クロロマイセチン、テラマイセン、ペニシリン、アクロマイシン等の抗生物質、カン、ルル、ムルチン等の風邪薬、ノーシン、アスピリン、サリドン等の鎮痛解熱剤、竜角散、浅田鉛の鎮咳剤、スーナ、スメルモン、エフエドリン、コートン等の喘息治療、イルカピン、アミピロ、ロイマゾン等の神経痛、リュウマチ治療剤、仁丹、カオール等の口中香料、太田胃散、クレオソート、正露丸、シロン、毒掃丸等の胃腸薬												
								外用薬		※		救命薬等の外用薬、ヨードチンキ、マーキユロ液、オキシドール、消毒用アルコール、リバノール、ガーゼ、エパフリーム、ペニシリン軟膏、イクタモール・オロナイン軟膏、メンソレターム、ルゴール液、トクホン、サロンパス、目薬、接毛剤等の外用薬。				
								その他の医療費		※		ばんそう膏、綿帯、腰帯、ガーゼ、水(病人用)、かいり灰等の治療材料、義足、義歯等				
								家庭用殺菌防虫剤		ノ 個		フレゾール、オーダ球、D.D.T液、D.D.T粉末、ダスター、バルサンゾール等				
								理髪代		ノ 回		散髪代				
								パーマ代		ノ 回		パーマメント代				
								化粧石けん		ノ 個		シヤンプを含ま				
								洗濯石けん		ノ 個		ネリを含ま				
								クリーム		ノ 個		ゴールドクリーム、フレンジンクリーム、ユースホワイト、ホルモリン、バニシングクリーム、パールホワイト、ベビークリーム				

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示		
理容衛生費	化粧品、乳液	ノ本	カーマイローション、アストニックス、アストリンゼントローション、ホルモリン、レモンジュース、ホネアンドレモン、スキンローション、オリーフ、ベビーオイル	通信費	※	通勤定期券代(現物支給を含む) 郵便はがき代、切手代、書留料、送達料、荷替料、電報料、小包料、電話料等の通信料金 小包用紙、小包紐、荷縄、荷札等の包装荷直材料、荷物、物の運送料等 教科書、参考書、辞書等の学習用書籍類	
	白粉類(ファンデーションを含む)	ノ個	粉白粉、水白粉、紙白粉、クリームパケット、フェースチェック、スポーツカバー、ファンデーション		教科書および参考書	ノ冊	
	ボマード	ノ個	コスメチック、ヘヤークリーム		ノ冊	ノ冊	
	水油	ノde	花椿香油、パーマオイル、ヘヤーオイル		鉛筆	ノ本	
	その他化粧品(紅、その他)	ノ個	口紅、頬紅、眉ずみ、香水等の化粧品		万年筆	ノ本	
	ちり紙	ノ束			カバン(ランドセルを含む)学	ノ個	
	脱脂綿	ノ袋			校教材費(テスト、テキストなど)	ノ冊	テキストなど各種教材代金
	はみがき粉(練半練を含む)	ノ個			授業料	※	授業料、受験料、入学金、保育料
	その他理容衛生費	※	ふのり、洗剤、白げん、白タイ、歯ぶらし、ニッサンセブン、白毛染、マスク、安全カミソリ、管刃、軽便カミソリ、つまようじ、耳かき、へちま等の理容衛生材料		学費	※	インク、小刀、クレヨン、絵具、ペン先、消ゴム、筆入等の学習文房具類、クラス会費、謝恩会費、卒業アルバム代、学校新聞代、運動会費、学芸会費、クラブ活動費、実験、実
	交通通信費	交通	※				
					電車賃、バス代、汽車賃、自動車賃、船賃等の乗物料金、入場券代、通学		

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
学校教育費					
その他の教育費	※	習、見学費、寄宿舎費、下宿代等、 家庭教師月謝 (注)(1) 学校とは学校教育法により幼稚園より大学までの学校を指す。 「各種学校」(洋裁、料理、簿記等)の費用は「教養娯楽費」に計上する。 (2) 旅行積立金、小・中学校のPTA会費および寄附金、交通費、通学用の衣服、学校での医薬品代、給食費等は含まず別途該当科目に計上する。 (3) 他出中の道学子弟に対する学資、生活費などの送金品は含まない。 日刊にして月契約で購読するもの、朝夕刊組合せの新聞は一種として取扱う。 月刊紙、週間紙、娯楽用単行本、日刊以外の新聞	教養娯楽費		
新聞代	1月分		観覧料および入場料	1回	映画、芝居、演劇、野球、角力、遊園地、陳列館、神社仏閣等の観覧料および入場料
雑誌	1冊		玩具	1個	花火、乗物、積木、風鈴、羽子板、たこ、人形等の玩具類
ラジオ聴取料(テレビを含む)	1月分		講習会費	1回	洋裁、活花、茶道等の教品代および月謝、行楽費として一括されて分離不能のもの
写真フィルム	1本		旅行費	1回	見学旅行、修学旅行、および慰安旅行など旅行費一切、勤務先面用などの旅行を除く、時刻表、旅行案内を含む。
レコード	1枚		その他の教養娯楽費	※	書籍代および図書借賃(学習用をのぞく)手帳、日記、曆カレンダー等、絵葉書、写真クラブ、地図等の刊行物、写真現像焼付代、トランプ、カルタ、レコードの針、楽器の弦等、犬、猫、小鳥、金魚等愛玩用動物の購入費および餌等飼育費、切花、生花、神仏用供花、ローソク、線香、御守、さい銭、祈禱料、占料、御布施等、スパイク、スケート靴など、野球、

項目名		単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
交際費	贈答	※	スケート、魚釣、登山等のスポーツ用具類および借賃	家計雑費 (記入は別表)	※	(2) 会合に携行する自家生産現物も同上
			<p>出産、節句、七五三、婚約、新築等各種祝の贈与金品</p> <p>病気、災害の見舞金品、餞別、香典、中元、歳暮、土産物、小遣、その他他家に対する日常社交上の贈与金品一切</p> <p>(注)(1) 遺産相続、分家、形見分け等により贈与した現金、準現金、固定資産は「資産分割による贈与」に計上する。ただし交際上の贈与現物はこの科目に計上する。</p> <p>(2) 遊学、療養のための他出家族への送金品は、学校教育費または医療費に計上する。</p> <p>懇親会、歓送迎会、同窓会、祝賀会、忘年会等各種会合費</p> <p>(注)(1) 来客接待用の飲食品費は自家の会計と別会計のものとのぞいてすべて飲食費の該当科目に計上する。</p>			<p>家事の雇人及び手伝の賃金</p> <p>謝礼一切、家族の小遣銭(使途不明のもの)</p> <p>名刺、印鑑、戸籍謄(抄)本の手数料、証明手数料、</p> <p>自転車、手荷物への預け料、各種宝くじ代、街頭募金、託児所の保育料</p> <p>紛失金、罰金、料料、通食金等支払金額が判明しているが、何品を購入したか、何に支払ったか確知出来ない場合の分類不能の金額を命める。</p> <p>他出中の遊学子女への学費、生活費等の送金品および他出稼者の生活補助としての送金品を計上する。</p> <p>(注) 従来贈答および教育費に計上されていたもの。</p> <p>(借約費)----- (借約成立時より里帰りまでの費用一切)</p> <p>結納金品、袴代、酒肴料、衣装及び装身具類、調度品類の購入費、祝答饗応の飲食品結髪具及び化粧品、自</p>
交際費	諸会合	※				

項目名	単位	内容例示	項目名	単位	内容例示
<p>臨時費 (婚姻、葬、死、葬儀)</p>	<p>※</p>	<p>自動車賃、返礼金品、新婚旅行費、その他支出一切。</p> <p>(注) 婚約以前に購入する衣料、家具等はこの科目に計上せず「被服費」及び「住居費」の科目に計上する。</p> <p>(葬儀費) ---- (死亡診断書を受け取ってから忌明けまでの費用一切)</p> <p>葬具類、僧侶謝礼、赤客饗応の飲食費、返礼金品、その他支出一切</p> <p>石碑建立費</p> <p>(注) 死亡までの治療費は「医療費」に計上する。</p> <p>(出産費) ---- (陣痛より宮参りまでの費用一切)</p> <p>分娩料、産婆料、出産入院料、出産時の衛生材料、乳児用牛乳、ミルク、産着、返礼金品等の支出一切。</p> <p>(注) 陣痛以前に準備した乳児用衣料及び診察料等はこの科目に含めず、該当科目に計上する。</p> <p>(その他の臨時費)</p> <p>初節句、七五三、初老、遷厝、厄払、年忌法事、新築等の行事の際の特別</p>			<p>費用で、晴着等の衣料品、ひな人形、僧侶謝礼、赤客饗応費、返礼金品等の支出一切。</p> <p>(注) 臨時費には經常の家計費に計上できない臨時的な大きな支出を計上する。</p>